

政令第百五十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第九条の三中「第十二条の三第六項（）」を「第十二条の三第七項（）」に改め、同条第一号中「第十二条

の三第六項」を「第十二条の三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の四第二項中「（無申告加算税）（同条第三項）を「又は第三項（無申告加算税）（これらの規定が同条第四項）」に、「加算すべき」を「加算し、又は計算すべき」に改める。

第二十五条第四号中「又は禁止品及び」を「、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの」に、「同条第二項」を「同条第二項本文」に改める。

第六十二条の十六第一項中「第七号並びに」を削り、同条第四項第七号中「（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等））に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）」を削る。

第六十二条の二十七中「」に掲げる行為」の下に「（同法第十九条第一項第七号（適用除外等））に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）」を加え、「同号」を「不正競争防止法第二条第一項第十号」に改める。

第八十四条第一項中「の届出」を削り、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 申告者等と税関事務管理人との間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

第八十四条第一項第一号中「居所」の下に「（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 申告者等（法第九十五条第一項に規定する申告者等をいう。第四号及び第三項第一号において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称

第八十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「居所」の下に「（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称

第八十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類（同号の契約がある場合に限る。）その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（特定税関事務管理人との間の特殊の関係）

第八十四条の二 法第九十五条第五項第三号（税関事務管理人）に規定する政令で定める特殊の関係は、

一方の者と他方の者との関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

二 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

三 いずれか一方の者の役員の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用人を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用人であつた者であることその他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実

質的に決定できる場合

四 一方の者と他方の者とがその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合

五 いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその

役員と親族関係にある場合

第八十五条中「第九十五条第四項」を「第九十五条第九項」に改め、同条第一号中「第十七条第一項（出港手続）」を「第十七条（出港手続）、第十七条の二（特殊船舶等の出港手続）」に、「特殊船舶の」を「特殊船舶等の」に改める。

第九十条の二第一項中「統計の閲覧及び磁気テープ等の交付」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改め、第四号を削る。

（関稅定率法施行令の一部改正）

第二条 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「まで、」を「までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品、同表」に、「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に、「たばこ及び製造たばこ代用品並びに同表」を「非燃燒

吸引用の物品（同表の付表第一第二号の第二欄の(1)及び(2)に掲げるものを除くものとし、法の別表第二四〇四・一九号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等（同表の付表第一第二号の第二欄の(2)に規定する充填グリセリン等をいう。第十三条の六の表第二号及び第二十八条第二号において同じ。）（法の別表の付表第一第二号の第二欄の(3)に掲げるものを除く。）に限る。）並びに法の別表」に改める。

第十三条の六の表第二号中「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に改め、「掲げる物品」の下に「（同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等に限る。）」を加える。

第二十八条第二号中「並びに」を「、」に、「まで、」を「までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表」に、「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に、「たばこ及び製造たばこ代用品」を「非燃焼吸引用の物品（同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等に限る。）」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四号中「（第十条の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。）」を削

る。

第十条の四第三項及び第四項中「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項ただし書中「令和四年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

第十九条の三の表中「であつて、令和五年四月一日以後に輸入申告がされるもの」を削る。

第十九条の八第三項中「、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と」を削る。

第二十条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー

第二十条第三項中第二十六号を第二十七号とし、第一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー

別表第一の七の項中「(環太平洋包括的及び先進的協定がチリについて効力を生ずる日(十七の項及び三十四の項において「チリ発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十二の項中「(環太平洋包括的及び先進的協定がマレーシアについて効力を生ずる日(二十二の項、三十の項及び三十二の項において「マレーシア発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の十七の項中「(チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の二十の項、三十の項及び三十二の項中「(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削り、同表の三十四の項中「(チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)」を削る。

(税関関係手数料令の一部改正)

第四条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。



第七条第一項中「交付手数料」を「交付及び統計の閲覧等」に改め、同条第二項中「（磁気テープ等の交付手数料）において」を「において読み替えて」に、「」の「を」に財務大臣が」に改め、「第九十条の二第一項第一号」の下に「（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）」を加え、「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

第九条第一項中「第十九条第二項」の下に「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を加え、同条第三項ただし書中「（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）」を削り、「、その」を「その」に、「十日以内に」を「二十日以内に」、同月の翌月分については当該許可又は承認の日の属する月の末日と当該許可又は承認の日から二十日を経過する日とのいずれか遅い日までに、それぞれ」に改め、同条第四項中「当該変更の日の属する月の翌月分の手数料の納付後に」を削り、「十日を経過した」を「二十日を経過する」に、「が減少した」を「が減少し、かつ、その減少する前の手数料の額が既に納付された」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「五五、五〇〇トン」を「五二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「四、二二三、三〇〇トン」を「四、二三五、三〇〇トン」に、「三五四、二〇〇トン」を「三二〇、六〇〇トン」に、「七八、七〇〇トン」を「六六、七〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「五〇九、一〇〇トン」を「四九四、三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「二五七、〇〇〇トン」を「二六七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「八、八〇〇トン」を「五、九〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「三七、八〇〇トン」を「七、六〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「三七、六〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第五二号中「に規定」を「の規定」に改める。

別表第五七号の二八の次に次の一号を加える。

五七の二	関税法施行令第八十四条第二項(税関事務管理人の届出手続)の規定による書類の添付
九	

別表中第七〇号の一二を削り、第七〇号の一三を第七〇号の一二とし、第七〇号の一四から第七〇号の一六までを一号ずつ繰り上げる。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五七号の二八の次に一号を加える改正規定並びに次条の規定 令和五年十月一日

二 第一条中関税法施行令第九条の二から第九条の四までの改正規定 令和六年一月一日

(関税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 税関長は、特許権者等（特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号に定める行為を除く。）を組成する貨物に係る者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合における当該申立てに係る同法第六十九条の十二第一項の認定手

続においては、前条第一号に定める日前に第一条の規定による改正前の関税法施行令第六十二条の十六第四項又は第五項の通知を受けた当該認定手続が執られた貨物に係る特許権者等及び当該貨物を輸入しようとする者に対しては、第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定にかかわらず、当該貨物が同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(関税定率法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の関税定率法施行令第二十八条第二号に掲げる貨物（第二条の規定による改正前の関税定率法施行令第二十八条第二号に掲げる貨物に該当しないものに限る。）でこの政令の施行の日前に関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十六条第一項の規定により関税の免除を受けたものに係る同条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(税関関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の税関関係手数料令（次項において「新手数料令」という。）第九条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に同項の許可又は承認を受けることにより納付すべき手数料につ

いて適用し、同日前に第四条の規定による改正前の税関関係手数料令（次項において「旧手数料令」という。）第九条第三項の許可又は承認を受けたことにより納付すべき手数料については、なお従前の例による。

2 新手手数料令第九条第四項の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合について適用し、同日前に行われた旧手数料令第九条第四項の変更により納付すべき手数料の額が増加又は減少をした場合については、なお従前の例による。